

福祉型優遇金利定期預金

1.商品名	福祉型優遇金利定期預金
2.販売対象	障害年金、遺族年金などの定めによる年金・手当の給付を受けている個人
3.期間	1年 自動継続の取扱いはできません。
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 1人1円以上300万円以内 1円単位
5.払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	預入日におけるスーパー定期1年の店頭表示利率に特別金利を上乗せし、満期日まで適用します。 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7.手数料	なし
8.付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率 " 6か月以上1年未満の場合……約定利率×50%
10.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間は2019年9月30日(月)までです。 ・預入れは1人1店舗に限ります。 ・年金証書等のご提示がない場合には、この定期預金の利率が適用されない場合もあります。 ・預入れは証書制定期預金のための取扱いとします。 ・利息については20%の分離課税の対象となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となります。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成30年10月1日現在)